

## 著作権問題—最近の論点

名和 小太郎  
関西大学総合情報学部

### 1 マクロ的な問題

90年代の著作権制度は、マクロ的に見たときには、3つの問題を含んでいる。第1は法文化の違いによる国際間の摩擦であり、第2は在来型著作物とデジタル型著作物が競合するようになったことであり、第3は著作権制度が隣接の法制度と競合するようになったことである。

#### 1. 1 ベルヌ・システムvs米国システム

著作権制度は、国際的には2つの制度が共存している。第1は、大陸法型の制度であり、これはベルヌ条約として世界の大多数の国を支配し、国際標準としての位置を維持している。第2は、英米法型の制度であり、これは米国著作権法として、世界でもっともアクティビティの高い著作権ビジネスをもつ米国において支持され、デファクト標準として、つまり契約法のレベルで国際的に影響をもってきたものである。

この2つの制度は、80年代末までは、万国著作権条約をリンクとして共存していた。ところが、89年に米国がベルヌ条約に加盟するにいたり、国際標準としてのベルヌ条約のなかに矛盾をもちこむようになった。さらに、90年代に入り、インターネットが普及し、著作物の越境流通が日常的になるにともない、2つの制度の衝突はエクスプレーショントになった（表1）。

この2つの制度の違いは、第1近似的にはつきのとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ベルヌ・システム} : [\text{著作権}] &= [\text{人格権}] + [\text{狭義の著作権}] + [\text{著作隣接権}] \\ &\quad [\text{著作隣接権}] = [\text{実演家の権利}] + [\text{レコード事業者の権利}] \\ &\quad + [\text{放送事業者の権利}] \end{aligned}$$

ただし、〔著作権〕 > 〔著作隣接権〕

$$\begin{aligned} \text{米国システム} : [\text{著作権}] &= [\text{ベルヌ・システムの狭義の著作権}] \\ &\quad + [\text{レコード事業者の権利}] \\ &\quad [\text{レコード事業者の権利}] = \text{def } [\text{狭義の著作権}] \end{aligned}$$

したがって、米国システムの特徴は、ベルヌ・システムと比較してばあい、第1に人格権の無視、第2にレコード事業者の権利の過大評価と実演家の権利と放送事業者の権利の過少評価、にある。

90年代に入り、米国は、米国システムの国際標準化を意図し、それはWTO/TRIPsとして実現している。このために現在、著作権制度については、ベルヌ条約とTRIPsとの2つのシステムが適用レベル——著作権保護と国際貿易——は異なってはいるものの、国際標準として共存している。

96年、W I P O（ベルヌ条約の事務局）は、W I P O著作権条約（実質的にはベルヌ条約の新バージョン）とW I P O実演・レコード条約（実質的にはローマ条約の新バージョン）を採択した。97年末時点において、W T O協定は132カ国、ベルヌ条約は127カ国が加盟している。つまり、ほとんどの国が理念的にはダブル・スタンダードのもとにあるということになる。

### 1. 2 伝統的著作物vs電子的著作物

ベルヌ・システムは伝統的著作物——書籍、映画、レコードなど——を対象にしてきた。だが、とくに80年代になって、電子的著作物がコンピュータ・プログラム、データベース、デジタル・コンテンツなどという商品として市場に出現してきた。また、これらを流通させる電子的メディアもCD-ROM、衛星放送、インターネットなどとして市場に普及してきた。ここではつぎのような問題が生じている。

① 著作物の作成者が複製技術を独占できなくなった。たとえばパソコンの普及、あるいはインターネット——WWW、F T Pなどの複製技術を装備している——の拡大がある。このために、著作物は流通と使用（消費）の過程で増殖し、著作権者は著作物の流通と使用を制御することができなくなった。したがって、流通過程で著作権を制御しようとする伝統的な著作権制度は機能にくくなかった。

② ①に対応して、著作権者は2つの戦略をとるようになりつつある。第1は制度的に複製機器あるいは複製媒体の販売価格に著作権使用料を上乗せする方法であり、第2は技術的にユーザーに対して著作物の使用状況をモニタリングする方法である。いずれの方法も伝統的な制度——私的使用の自由——をバイパスするものである。

③ 電子的著作物は、カット・アンド・ペーストしやすい特性をもっている。しかも、その事業者はこの特性を積極的に利用しつつ行動をはじめている。

このために、伝統的な制度が自明としていた著作物の「同一性保持」——人格権の主要因子——という理念も不安定になってきた。現実に、同一性保持を主張しない著作物が素材的な商品として流通しはじめている。

④ 伝統的な著作物は、複製や変形に対して安定であった。だが、メディア変換技術の発展により、伝統的な著作物を電子的な著作物に変換する技術が開発されてきた。これによって、伝統的な著作物に対しても電子的な著作物として保護しようとする考え方方が生じてきた。たとえば、E Uデータベース指令やW I P Oデータベース条約案では、データベースの定義においてこのような意図が示されている。

このような環境のなかで、電子技術を駆使する著作物管理システムは、伝統的な著作権管理システムとはべつの機能を示すようになってきた（表2）。

### 1. 3 著作権制度vs隣接の制度

現行の著作権制度は、保護すべき著作物の種類はテキストから、プログラムまで多様にわたり、そのメディアも紙、磁気媒体、電波など種類を問わず、その表現についてもアナログ型とデジタル型とを含んでいる。このために、著作物はあらゆる場所において、非著

作物と共に存するようになっている。このような環境のもとにあっては、著作物を制御する制度——著作権制度——は、非著作物を制御する制度と衝突し、競合するようになる。

① 地球規模の電子的な環境——インターネット——が成立し、ここにさまざまな著作物——たとえば音楽作品——とさまざまな非著作物——たとえば電子マネー——とが同時に流通するようになってきた。ここでは、おなじ技術的手段が著作物と非著作物の流通を制御することになる。したがって、隣接する制度が同一の技術手段を介して相互に重なるようになる。たとえば暗号技術は著作物の管理と電子マネーの認証に利用されるが、この2つのアプリケーションを規制する制度は無矛盾ということにはならないだろう。

② 個人または組織の行動が、ディシプリン中心——いわゆるモード1——からアプリケーション中心——いわゆるモード2——へと移行してきた。この移行によって、在来のディシプリン中心の制度は空洞化しつつある。ここでは、公共領域と私的領域とは相互浸透するようになったために、著作権制度における私的使用あるいは公正使用——日本法には明示的にはないが——の原則は、見直しを迫られている。たとえば、図書館の電子化つまりネットワーク化は公共図書館法の無料原則と衝突している。

③ 90年代にいたり、多様な社会的な変動が生じている。このために、著作権制度は在来は想定しなかった制度と関係をもたざるをえないようになった。たとえば、情報公開制度は、国立研究所の著作物の公開において、国有財産法と衝突するはずである。

## 2 当面の課題

### 2. 1 W I P O 著作権条約

W I P O 著作権条約の採択と、これにともなう国内法の改正をめぐり、つぎのような議論が生じている。

① 現行法における権利制限は、電子的著作物についても妥当であるか。

具体例としては、つぎのようなものが対象となる。

- D A TやC Dによる私的録音録画に対する補償金制度を汎用デジタル機器にまで拡張する必要はないのか。

- 点字作業の電子化に対応して、現行の制限条件を見直す必要はないのか。

- 電子図書館における資料の電子化、図書館相互貸借のネットワーク化について、現行著作権法の制限条項を見直す必要はないのか。

- 学校教育における学生や生徒の活動において、とくにインターネット環境における活動を含めて、複製行為について現行法の制限条項を見直す必要はないのか。

② 「複製」という概念を再検討すべきではないのか。

条約案には「一時的複製」の定義についての規定があった。一時次複製とは、パケット交換機やC Dプレーヤーに瞬間に生じる複製を指す。これを「複製」に含めるのが国際的な理解であるが、日本のみは異なる。ここでは、つぎのような点が問題となる。

- 一時的複製はベルヌ条約に定める複製に該当するのか。

- 一時的複製はベルヌ条約に定める複製に該当するが、その権利を制限することはできるのか。

- ・ 一時的複製の権利を制限することができるとして、そうすべきなのか。

③ コピー・プロテクションの回避行為への対応をどうすべきなのか。

コピー・プロテクションの回避行為について、W I P O著作権条約はその具体化を国内法にまかせている。この点について、つぎのような課題が生じている。

- ・ どのような技術を対象にすべきか。汎用の技術まで対象にするのか。将来、開発される技術までを含めるのか。

・ どのような行為を対象にするのか。コピー・プロテクト解除用プログラムの公表まで含めるのか。あるいは、リバース・エンジニアリングや研究まで対象にするのか。

- ・ コピー・プロテクション回避用機器について、その製造や頒布まで対象に含めるのか。

## 2. 2 データベース条約案

データベース条約案はすべてのデータベース——著作権をもたないデータベースを含める——に対して、「投資の保護」を定義している。この点について、つぎのような問題が生じている。

- ・ 著作権をもたないデータベースは日本法のもとで存在するのか。
- ・ 著作権をもたないデータベースがあるとして、それを保護する必要があるのか。
- ・ 現行制度で保護できないデータベースを保護することは、過剰保護にはならないのか。
- ・ 現行制度で保護できないデータベースを保護することが必要であるとして、提案されている制度で十分なのか。
- ・ 提案されている制度においては、データベースを非電子的なものまで含むと定義している。この定義は妥当か。
- ・ 提案されている制度においては、権利は「実質的な投資」に対して与えられるとしている。この実質的な投資の定義はなにか。
- ・ 公共的なデータベースに対する扱いをどうすべきなのか。
- ・ 学術研究や教育目的用の利用に対して、権利制限をすべきではないのか。

この問題に対して、とくに学術研究部門から疑義が出されている。米国の全米科学アカデミー、全米技術アカデミー、日本学術会議情報学研究連絡委員会、あるいはC O D A T Aなどから、反対が表明されている。

### 〔文献〕

- (1) 中山信弘『マルチメディアと著作権』、岩波新書、1996
- (2) 名和小太郎『サイバースペースの著作権—知的財産は守れるのか』、中公新書、1996
- (3) 苗村憲司、小宮山宏之編著『マルチメディア社会の著作権』、慶應義塾大学出版会、1997
- (4) National Research Council 'Bits of Power - Issues in Global Access to Scientific Data', National Academy Press, 1997

	著作権		著作隣接権			独自の権利
	人格権	財産権	実演	レコード	放送	
ベルヌ条約 ローマ条約	○	○	○	○	○	
レコード保護条約				○		
WTO/TRIP		○	○	○	○	
WIPO著作権条約 WIPO実演・レコード条約	○	○	○	○		
データベース条約案						○

注1) 米国法の保護範囲はTRIPに類似。

注2) データベースの著作権は、WIPO著作権条約に含まれる。

表1 保護対象の国際的な枠組み

	著作権管理システム	著作物管理システム
なにを目的	許諾権	報酬の徴収
なにを管理	著作権の利用	著作物の使用
なにを対象	著作物の表現	著作物のすべて
だれを管理	事業者のみ	全ユーザー
必要な手順	なし	著作物の登録
どんな運用	規制下の独占	市場競争

表2 著作権管理システムvs著作物管理システム